

議案第 4 4 号 大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 4 5 号 大津市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 4 6 号 大津市ガス供給条例の一部を改正する条例について

それでは企業局が 2 月通常会議に提出いたしました、議案第 4 4 号大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第 4 5 号大津市下水道条例の一部を改正する条例及び議案第 4 6 号大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の 3 条例について、資料に基づき一括でご説明させていただきます。

それでは 2 ページをご覧ください。3 条例につきまして、条例改正に至った背景や主たる改正内容、改正後の運用等について、目次の順に説明させていただきます。目次の 4 につきましては、本条例改正の新旧対照表を添付いたしておりますので、併せてご確認をお願いします。

3 ページをご覧ください。「1 条例改正の背景について」のうち、1-1 条例改正の背景についてですが、令和 7 年 4 月 22 日付け、国土交通省より通知がございました。内容につきましては、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震時に、被災地である能登半島 6 市町全域で、地元市町の工事事業者が被災したことや被災による工事需要が集中したことにより、工事事業者の確保が困難な状況になり、給水装置や排水設備の復旧が大幅に遅れたことを受け、条例の見直しについて技術的な助言でありました。

本市の現行条例では、宅内配管工事は、本市が指定した給水装置工事業業者や排水設備の指定工事店しか施行することができない規定となっております。このことから、今回、国土交通省の通知を踏まえ、災害その他非常の場合に限り、他の市町が指定した工事業業者も宅内配管工事を施行できるよう条例改正を行い、市民生活の早期正常化を図ろうとするものです。

また、ガス内管につきましても、関係する所管省からの通知文はございませんが、給水装置、排水設備と同様に条例改正を行うものです。

4ページをご覧ください。「1 条例改正の背景について」のうち、1-2 給水装置、排水設備、ガス内管の資産区分と施行範囲についてですが、左側、上段の図に示しますとおり、給水装置とは、水道本管の分岐から給水栓までの給水管等をいい、給水装置はすべてお客様資産であります。

続きまして、左側、下段の図に示しますとおり、排水設備とは、公共污水枡から宅地内のお風呂やトイレ等までの排水管等をいい、排水設備はお客様資産であります。

続きまして、右側の図に示しますとおり、ガス内管とは、道路の官民境界から宅地内ガス栓までのガス施設をいい、ガス内管はお客様資産であります。

お客様の資産範囲は、給水装置、排水設備、ガス内管によりそれぞれ異なりますが、現行条例では、工事の施行は、本市が指定した工事業業者が施行することとなっております。

この度の条例改正でこの範囲に限り、他の市町が指定した工事事業者及び一般ガス導管事業者の施行を認めるものです。

5 ページをご覧ください。「2 条例の主たる改正内容について」のうち、2-1 大津市水道事業給水条例（議案第44号）についてですが、これまでの説明を踏まえ、災害その他非常の場合において、他市町が指定した工事事業者等が施行できるよう大津市水道事業給水条例第14条第1項につきまして、現行条例では、「工事は市又は法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。」としているところを、ただし書きとして、「ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）又は当該他の水道事業者から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（次項において「他の水道事業者等」と総称する。）が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」を追加し改正するものです。

その他、この改正に伴い必要となる文言の修正などについては、目次に示しました「4 条例改正の新旧対照表」の記載のとおりです。

6 ページをご覧ください。「2 条例の主たる改正内容について」のうち、2-2 大津市下水道条例（議案第45号）についてですが、水道と同様に大津市下水道条例第6条につきまして、現行条例では、「排水設備等の新設等の工事は、公営企業管理者が当該工事を適正に施行することができると認め

て指定した工事店（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）が行
う。」としているところを、ただし書きとして、「ただし、災害その他非常
の場合において、公営企業管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法
（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含
む。）の指定を受けた者が当該工事を施行する必要があると認めるときは、
この限りでない。」を追加し改正するものです。

7ページをご覧ください。「2 条例の主たる改正内容について」のう
ち、2-3大津市ガス供給条例（議案第46号）についてですが、同様の趣
旨から大津市ガス供給条例第4条第1項につきまして、現行条例では、「供
給施設は、使用者の所有となるものを含め、その工事は、本市が施行す
る。」としているところを、ただし書きとして「ただし、災害その他非常の
場合において、公営企業管理者が他の一般ガス導管事業者（法第2条第6項
に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が当該工事を施行する必要がある
と認めるときは、この限りでない。」を追加し改正するものです。

8ページをご覧ください。「3 条例改正後の運用等について」のうち、
3-1条例改正後の復旧フローについてですが、改正前と改正後の条例につ
いて、復旧フロー図を用いて比較いたします。

フロー図の上段が条例改正前、下段が条例改正後となります。ともに災害
等が発生した後、まず、最初に道路直下の本管の復旧工事から取り掛かりま

す。本管の復旧工事が完了した後、市民の皆様から破損した宅内配管の復旧工事を本市指定工事事業者等に依頼されます。

しかしながら、本市の指定工事事業者等も被災している場合や復旧の需要が集中する場合、施行可能な工事事業者等の確保が困難になり、現行条例では、災害やその他非常の場合、復旧するまでの期間が長期に及んでしまいます。

一方、下段の条例改正後は、災害その他非常時に限り、他市が指定した工事事業者等にも応援を求めることが可能となります。

よって多数の工事事業者等の協力を得て復旧期間が短縮され、市民生活の早期の復興につながるものです。

9ページをご覧ください。「3 条例改正後の運用等について」のうち、3-2その他運用面での対応策についてですが、(1)工事事業者等の調査と情報の提供について、災害その他非常の場合は、滋賀県、日本水道協会、日本下水道協会及び他市町と連携、協力し、復旧対応の可能な水道・下水道工事事業者の調査を行います。調査に基づく工事事業者等のリストを本市ホームページ等に掲載し、市民や本市指定工事事業者に情報を提供することとします。ガスについても日本ガス協会と連携し、情報を提供いたします。

(2)申請書の提出と簡素化について、災害その他非常の場合であっても、給水装置、排水設備、ガス内管の復旧工事については宅内配管復旧計画等を確認するため申請書の提出を求めますが、申請書の様式については、作成す

る手間や時間を省くため、簡素化を行うこととします。

(3) 国からの支援の活用について、能登半島地震の際、石川県は、国から措置された特別交付税等を活用し、復興基金を創設しました。この復興基金により、宅内配管の復旧に携わった他市町の工事事業者に対し、復旧費用の一部を掛かり増し費用として補助金が交付され、その結果、被災されたご家庭の費用負担の軽減に寄与しました。今後、災害その他非常の場合、国や県の支援策に関わる動向を注視しながら、基金等の積極的な活用を図ってまいります。

以上、議案第44号大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第45号大津市下水道条例の一部を改正する条例及び議案第46号大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の3条例についての説明とさせていただきます。